

## 意見書

公述人 土倉啓介

はじめに

平成27年5月14日に自衛隊の活動範囲を広げる安全保障関連法案が閣議決定されました。事実上の海外派兵と同様となりますから、命の危険に晒される場面が増えるでしょう。紛争地域の平和の維持を図るPKOの警護でも、危険なところは他国の軍隊にお願いするのでは迷惑になるだけでなく、邪魔になるので、他国の軍隊と同様の武器使用は認めるべきです。また、いわゆるグレーゾーン事態での必要最低限の自衛権の行使が曖昧なままでは危険性が増します。イラク特措法と同様の安全が確保されている非戦闘地域だけしか行かないというのは机上の空論です。非戦闘地域にもロケット砲が飛んでくるものと考えるのは普通のことです。国家非常事態や緊急事態でなくても、重要影響事態で後方支援をすれば武力行使をする敵国とみなされて攻撃対象になりますし、限定的な武力行使ではその脆弱性をつかれ、被害を受けるだけでなく、撤退も余儀なくされることとなります。自衛隊だけ一時中止するか撤退するのでは法に規定しているとしてアピールしても逃げ腰だと誤認され、国際社会の信頼は得られないと思います。自衛隊のリスクを最小化するとか、極小化する、安全対策をとる、安全確保すると一方的に言っても相手は敵です。非戦闘地域を狙わないことはあり得ないです。武力行使できない自衛隊は狙いやすいです。楽観的な見直しである憲法解釈の変更は、迂遠な手法で、弥縫策を講じているとしか思えません。具体的危険性があるだけでなく、脆弱なもので、自衛隊員を破滅的・危機的状态に陥れることとなりますから反対です。私の意見の要旨をご覧いただいた方の中には戦争を起こそうとしていると誤解された方がおられるかもしれません。そうではありません。私は過去に何度も戦争はしてはならないと発言してきました。それでも備えは必要です。保険のように、最悪の事態を考慮しなければなりません。戦後、日本人の多くは戦争の反省と後悔をしてきました。核兵器の報復により消滅の危機感を経験した人類は、他国と同様の軍隊を明文化したところでまた同じことを繰り返す愚かな存在なのではないでしょうか。自称イスラム国のテロリズムの脅威が現実にあります。テロリストなどの掃討は必要です。警察権の行使では対処できない場合があります。例えば国外で誘拐監禁された邦人の問題は自衛隊に救出をお願いするための問題解決策は必要なのです。その際には丸腰で加害者等に立ち向かわせるわけにはいきません。憲法改正の反対者は対案を話し合いのみにしていますが、拉致された邦人の救出はせず、長期間の話し合いで解決しない現状でいいのでしょうか。身内が誘拐されて身代金交渉だけでいいとお考えになるのでしょうか。加害者の要求を飲めばまたぞろ誘拐されるでしょう。ですからそれなりの武力行使を認めないと問題の解決には至らないと思うのです。事前の国会での承認とか、必要最低限の装備や個別自衛権に限定した武力行使は現場に過度の緊張を齎し、危険度が増します。更に米軍の兵士が日本人を守ってくれるのに米軍が攻撃されて助けに行かないのでは日本人を今後守ってくれないこととなります。両国の関係にも支障が出るようになります。ですから米国に限らず重要な関係国に対しては集団的自衛権を行使できるようにすべきだと考えるのです。以下は項目ごとにこうした方がいいのではないかという意味で私見を述べることにします。

前文

「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」は、抽象的な原理の宣言といえどもわかりにくく、現実と乖離しています。また、必要と思わないので、削除すべきです。必要なら「侵略戦争並びに他国の占領はしない」の文言を入れるのもいいでしょう。

## 財政

「国と地方の債務残高は一年間の国家予算の5倍以内とする」を新設します。軍事費や集団的自衛権の行使による歳出の歯止めはこの規定により制限します。

## 戦争の放棄

「9条があることにより、日本が紛争を起こさず、他国にも侵略されていない」とする意見がありますが、日米安全保障条約及び米軍の核抑止力、思いやり予算があったからこそ、我が国は、平和と経済的繁栄を享受してきたと考える方が事実を正確に捉えていると思います。また「米国の核抑止力に依存しなければ、必要最小限度とされる自衛権の行使だけでは我が国の安全は確保できない」とする意見がありますが、これは尤もなことだと思います。自衛隊は憲法上軍となっておらず、装備は不十分なので、個別自衛権の行使能力が乏しいのですから、自衛隊員を含めた国民の生命財産を守り切れないので、憲法改正が必要なのです。最近の政府の集団的自衛権行使に関する解釈変更や安全保障の関連法の整備は憲法の形骸化、あるいは憲法規範の軽視になります。憲法改正なしでは欺瞞に満ちています。現状の喫緊の深刻な問題を真正面に捉えておらず、現実との乖離が指摘されている以下の条文は改正すべきです。

「戦争の放棄」は「国土等の防衛及び自国民の救済」とし、条文は「第九条 日本国民は、国際平和を願うが、他国民の侵略行為等やテロリストの非人道的行為により日本国民の権利を侵害されたとき並びに我が国に対し宣戦布告した国等が弾道ミサイル等の発射準備に入った段階で自衛権の行使として武力を行使できるものとする。」にします。現状の自衛隊の装備では化学兵器、生物兵器若しくは毒素兵器（これらの運搬の用に供されるミサイルその他のこれらの運搬手段を含む。）又は対人地雷に対処できず、多大な被害を受けます。ミサイルは短距離なら数分で届きます。判断する時間の猶予はありませんから、一定の要件において多大な被害を受ける前にミサイル基地を攻撃するのは自衛権の行使です。自衛隊法82条の3の弾道ミサイル等に対する破壊措置では不十分なのです。なお、その改正時には自衛隊法95条や周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の2条2項\*並びに同法11条3項も同様の規定を明記すること、並びにPKO法の改正などを同時に変更する必要があります。

\*例えば：「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。」を「対応措置の実施は、武力による威嚇に当たるものであってはならない。」にします。瞬時の判断を要する場合に備えなければなりません。

9条2項は「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力を保持する。国の交戦権は認めると」します。自衛隊を国軍などに名称変更することは相応しいでしょう。個別的自衛権の自衛のための必要最小限度の武力の行使では不測の事態に対処できません。加害者は弱点をつくものだからです。再軍備だとか軍国化と批判されますが、自衛権行使とはいえ現状に対抗できるだけの武力を備える必要があると思います。この改正に反対意見を有する自衛

隊員が退職するのは自由とします。国際紛争を解決する組織として国際連合があるので「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」は削除すべきです。なお、国際連合にも問題が少なくないことは指摘しておきます。

そして、3 項を新設し「国際協力としての自衛隊の海外派遣と集団的自衛権は以下に挙げる限定的要件のもとに行使できる」とします。現在話し合われている安全保障関連法案の限定的な集団的自衛権の行使の要件である存立危機事態はわかりにくいです。集団的自衛権の行使は抑制的・限定的に行使すべきではないですが、反対の声が多いので「我が国が攻撃され、特定あるいは重要関係国（この条文に限り「当該国」とする）が我が国に対して安全保障条約並びに集団的自衛権を行使している場合に限り、我が国が集団的自衛権を当該国の軍隊の部隊に対して行使できる（\*）」とします。なお、軍事費は財政上の制限を設定するのは必要でしょう。その制限は財政赤字の対 GDP 比は約 7%以下としてはいかがでしょうか。

\* 日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊の部隊に対するものが該当します。

#### 地方自治

地方議会を議院内閣制とし、議員から首長を選ぶという制度を採る意見は賛同します。「道府県のある地域の市の人口が二百万人を超えるときは、住民投票で投票者数の 45%以上の得票で道府県と市が合併し、都に変更できる。都が複数ある場合で、非常事態が起こった際は、いずれかの都が首都機能を代替できるようにする」を新設します。東京一極集中の危険性は何度も指摘されてきました。やはり危険の分散は必要ですし、バックアップ機能は準備しておくべきです。議員を含めた公務員の人件費は第三者機関（中立性・独立性を有するオンブズマンなど）で決めます。

#### 権利・義務

14 条には障害により差別されないようにすることを加える必要があると思います。それから宗教団体の構成員や定住外国人に地方参政権を付与すべきではありません。日本の参政権は日本国民の固有の権利だからです。宗教の名を借りたカルトやテロリスト等が社会秩序を脅かすからです。環境権を憲法に明記する必要はないとする意見には賛同します。人類はそんな当たり前のことを法制化・あるいは明文化しないと守れないのでしょうか。疑問に思います。非嫡出子の法定相続分に関する民法規定はそのままにした方がいいと思います。「選挙人の投票価値の不公平・格差は第三者機関で是正内容を決め、直ちに是正する。従わないときは選挙無効とする。」を新設します。

#### 政教分離

「神社等の特定の宗教施設に首相や国会議員が参拝するなどの行為は政教分離規定により制限されない。」を新設します。今こうして平和裏に過ごしていられるのは命をかけて戦ってこられた方々のおかげなのです。そういう苦難に耐え、戦後日本の復興の礎になられた故人を弔（とむら）ったり、供養することを非難する方が非人道的だと思います。

#### 家族・家庭に関する事項

同性でも結婚できるようにし、民法等で「国民は婚姻届けの提出の際、選択的夫婦別氏を

選択できる」を新設した方がいいと思いますから、憲法においても整合できるようにします。

## 国会

優位に立つ衆議院（衆議院の優越）に対してカーボンコピーと揶揄される参議院は不要です。違憲審査は裁判所の役割としてあるのですから、チェック機能は参議院の特権ではないのです。迅速な意思決定をするため、二院制を維持せず、憲法改正後の次回の参議院選挙時に参議院を廃止し、一院制を採用します。政党の比例候補で当選した議員が所属政党に除名された場合は、自動的に議員資格を剥奪することにします。

## 最高裁判所裁判官の国民審査制度

裁判員制度で市民感覚と大きく乖離している二審と最高裁の判断が続いています。裁判員制度による判決が最高裁で覆されるように、一般人が審査するには困難な面があります。弾劾裁判所がありますし、判決文すら読まない人が行う国民審査制度は形骸化しているという意見に賛同しますから「廃止すべきである」とする意見に賛同します。

## 憲法改正

第九章改正の第96条の「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で」は、「この憲法の改正は、議決に出席した各議院の総議員の二分の一以上の賛成で」とします。あるいは「二分の一以上」を過半数とするのもいいでしょう。

## 国民投票法制

特定の国民にとって重要な問題については是非を問う国民投票制度を導入します。議会制民主主義を優先すべきだとする意見や国民の意見を反映するのは危険だとする意見がありますが、国民主権ですし、安全神話のように既得権益を守ろうとしたため、過度な安全に対する誤認があり、津波対策を講じることなく原発の事故が発生したのですから、客観的に判断できる国民投票制度は導入すべきです。議案を例示すると、①日米安保を解消し、沖縄等の米軍基地を撤去するかどうかや、②原発の稼働期間延長の是非、③原発をベースロード電源にするか否かです。原子力規制委員会は最新の知見でも安全を保証できないのです。沖縄等の米軍基地を撤去するかどうかについては沖縄県内の有権者に限り投票できるようにします。実施は衆議院議員選挙や知事選挙などと同時にできるようにします。全国一斉にする必要はないです。そして、その結論は努力義務を政府に課すのではなく、施策に反映するよう取り組まなければならないことにします。

## 自民党の日本国憲法改正草案

以下に与党自民党の「日本国憲法改正草案対照表（平成24年4月27日決定）」について言及します。目次を設けるのはわかりやすいと思います。前文の「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。」は「我が国は、今後も国際社会において重要な地位を占めるよう努力し、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。」でいいのではないのでしょうか。

9条2項の「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」は、自衛権の行使は改

めて明記する必要はないと思います。私見は前述した通りです。

国等に対する賠償請求権である 17 条の「何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体その他の公共団体に、その賠償を求めることができる。」は、不法行為並びに不作為により国益を損ねた場合は、不法行為等を働いた公務員自身にも数万円程度の罰金を科してはどうでしょうか。国家賠償により無辜の国民にツケを回される機会が多かったからです。

24 条 3 項の「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」は「法律は、個人の尊厳と両性あるいは同性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」にしてはどうでしょうか。私は異性が好きですが、マイノリティでも人権や幸福追求権を尊重すべきです。性同一性障害者が性を変更して婚姻の対象者になっている現実に対応すべきで、既に他国では同性でも結婚を可能にしています。我が国もその現状に即したものにすべきです。

「第 25 条の 3 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。」は「国は、国外において緊急事態が生じたとき、並びに邦人が拉致誘拐されたときは、自衛隊等により在外国民の保護救出に努めなければならない。」としてはどうでしょうか。

29 条 3 項の「私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。」は、「私有財産は、非常事態においては所有者や相続人が不明なときでも正当な補償の下に、公共のために用いることができる。」としてはどうでしょうか。非常事態の定義は、東日本大震災やテロリスト等の攻撃など、別の法律で決めてもいいでしょう。

36 条は「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、死刑を除き禁止する。」にしてはどうでしょうか。

54 条 3 項等の「ただし」は「但し」あるいは「但」でいいのではないのでしょうか。「すべて」を「全て」、「さきに」を「先に」にしていることから漢字を多用する方が統一的だと思うからです。

79 条 2 項の「国民の審査を受けなければならない。」は前述したとおり反対です。

以上です。

